

奥尻町バス広告掲載に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 奥尻町広告掲載取扱要綱第5条に係るバス広告の種類、規格、料金その他について、次のとおり取扱基準を定める。

(広告の種類)

第2条 奥尻町有バスに設置できる広告。(工作を必要とする物を除く。)
ただし、奥尻町広告掲載取扱要綱第3条に該当するものを除く。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格及び料金は、別表第1のとおりとする。

(広告掲載の期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1ヵ月単位とする。ただし、広告主が望む場合は、当該年度末まで延長することができる。

2 年度を単位として広告を掲載する場合は、契約期間の終了する1ヵ月前までに申出のない場合は、以後自動更新とする。

(広告の申込)

第5条 広告を掲載しようとする者は、奥尻町バス広告掲載申込書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付し、奥尻町長に提出しなければならない。

(1) 業務内容を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)

(2) 掲載しようとする広告案

2 申込は掲載しようとする日より30日前とする。

(広告の決定)

第6条 町長は、前条第1項の申込書を受けたときは、速やかに広告内容を審査のうえ、申込者に奥尻町バス広告掲載許可・不許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告料の納入)

第6条 申込者は、前条の規定による広告の掲載決定後、奥尻町が発行する納入通知書により広告料を納入するものとする。

(広告料の減免)

第7条 公共性のある広告で、町長が認めたものは減免することができるものとする。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

区分	広告掲示箇所	広告規格	広告料単価
①	後部窓ステッカー	縦 30cm × 横 80 cm以内	2,000 円/枚（1 台・1 ヲ月）
②	後部窓ステッカー	縦 30cm × 横 40 cm以内	1,000 円/枚（1 台・1 ヲ月）
③	横窓ステッカー	縦 20cm × 横 120 cm以内	1,000 円/枚（1 台・1 ヲ月）
④	窓吊ステッカー	縦 40cm × 横 30 cm以内	1,000 円/枚（1 台・1 ヲ月）
⑤	額面ポスター	縦 30cm × 横 40 cm以内	1,000 円/枚（1 台・1 ヲ月）

※ バス車体及び広告掲示箇所以外の広告は、空きスペースの状況や規格等を協議して決定する。

奥尻町バス広告掲載申込書

平成 年 月 日

奥尻町長 新村 卓実 様

申込者 住 所
氏 名
連絡先 TEL
FAX
担当者名

奥尻町バス広告掲載について、「奥尻町広告掲載取扱要綱」及び「奥尻町バス広告掲載に関する取扱基準」により、下記のとおり申込みます。

記

広 告 掲 示 箇 所	
広 告 規 格 及 び 件 数	
広 告 掲 載 期 間	

【添付書類】

- 1 業務内容等を明らかにする書類等（会社案内、パンフレット等）
- 2 掲載しようとする広告案

奥 企 運 号
平成 年 月 日

様

奥尻町長 新 村 卓 実

奥尻町バス広告掲載許可・不許可決定通知書

奥尻町バス広告掲載に関する取扱基準第6条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載許可

2 掲載不許可

（掲載不許可理由 ）

広 告 掲 示 箇 所	
広 告 規 格 及 び 件 数	
広 告 掲 載 期 間	
広 告 掲 載 料	